

令和2年5月18日

【重要】新型コロナウイルス感染症対策に係る基本方針について（第4報）（5月18日更新）

国立大学法人 鳴門教育大学

鳴門教育大学は、5月14日の緊急事態宣言の一部解除等を踏まえ下記のとおり更新することとしました。

記

1. 鳴門教育大学主催のイベント等の開催について

当面の間、自粛を求める。

2. 本学以外の主催イベント等への教職員及び学生の参加について

当面の間、原則自粛を求める。

3. 出張・研修・私事旅行について

- 1) 緊急事態宣言対象都道府県（当該地域の経由を含む）への出張・研修は緊急事態宣言が解除されるまで、強く自粛を要請する。不要不急の帰省や旅行も強く自粛を要請する。

やむを得ない事情で当該地域への往来の必要性が生じた場合は、次のことを行う。

- 滞在中は感染拡大防止策を徹底する。
- 行動歴を記録する。
- 帰県後は14日間自宅待機する。待機期間中は感染拡大防止策を徹底する。
- 教職員は、事前に地域、用務先、期間、理由を大学に届け出る。

- 2) 緊急事態宣言対象都道府県以外の県への出張・研修は自粛を要請する。不要不急の帰省や旅行も自粛を要請する。

4. 海外渡航について

海外渡航は原則禁止する。海外から帰国した者は帰国後2週間自宅待機し、体温測定自覚症状等を特に厳重に行う。